

平成 27 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

平成27年3月27日（金）午前10時開会

出席議員 13人

1番	太	田		洋
2番	小	島	一	郎
3番	田	上	祥	子
4番	神	子	雅	人
5番	渡	辺	貞	雄
6番	井	上	敏	夫
7番	古	川		環
8番	鈴	木	一	之
9番	鳥	羽		清
10番	小	林	敬	子
11番	木	下	眞	樹
12番	落	合	圈	子
13番	岩	澤	敏	二
				雄

欠席議員 なし

説明のための出席者

管	理	者	小	林	常	良
副	管	者	小	野	明	豊
副	管	者	大	澤		夫
会	管	者	鈴	矢	明	勲
事	計	者	小	木	惠	治
事	務	長	三	村	俊	夫
	局	長	庄	橋	雅	一
	局	次		司		

事務局出席者

書	記	山	口	美	千	代
書	記	小	瀬	村	伸	一

議 事 日 程

- 1 会期の決定
- 2 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 3 管理者施政方針
- 4 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	小 林 敬 子	(1) ごみ中間処理施設の整備について ア 灰溶融施設は設置せず、民間事業者の活用による焼却 灰資源化方針について (ア) 今回の結論に至った検討経過は。 (イ) 焼却灰資源化の安全性等はどうか。	6

- 5 議案第1号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）
- 6 議案第2号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 7 議案第3号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第4号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計予算

議 長 諸 報 告

- 8月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（7月分）
- 10月2日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月3日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員10人がふじみ衛生組合「クリーンプラザふじみ」の視察を行った。
- 10月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（9月分）
- 11月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（10月分）
- 12月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（11月分）
- 1月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（12月分）
- 2月16日 平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 2月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（1月分）
- 2月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
定期監査結果報告

- 3月5日 議会運営委員会委員長から、平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。
- 3月10日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。
- 議案第1号～第4号 4件
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 3月12日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。
- 3月25日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、臨時全員協議会の開催について、依頼があった。
- 3月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（2月分）
-

本日の付議事件

- 1
 - く 議事日程に同じ
 - 8
-

○田上祥子議長 ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。井上敏夫議員、古川環議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

○田上祥子議長 日程1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○田上祥子議長 日程2「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付のとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○田上祥子議長 日程3「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

○小林常良管理者 皆様、おはようございます。平成27年度の予算及び諸案件のご審議をお願いするに当たり、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、私の組合運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

私たちの日常生活やあらゆる経済活動は、全てこの地球上の自然環境の中で営まれてお

り、それらの活動は、基盤となる環境が持続可能に利用できることを前提に成り立っています。こうした意味から、私たちが目指すべき社会は、温室効果ガスの発生を抑制した低炭素社会であり、健全な物質循環の確保された循環型社会であります。そのためにも、私たち一人一人が環境問題について主体的に考え、行動を起こしていく必要があります。

我が国においては、少子高齢化と人口減少、経済構造の変化等により、廃棄物の発生量は年々減少の方向に推移し、また、そのことは、私たちの住む厚木市、愛川町及び清川村においても同様の傾向を示しております。しかしながら、引き続き質の高い持続可能な社会を目指していくためには、廃棄物のさらなる発生抑制及び循環利用、温室効果ガスの発生抑制に取り組むなど、環境負荷の一層の低減に努める必要があります。

私たちの住む厚木市、愛川町及び清川村は、丹沢山系の山並みや相模川、中津川及び小鮎川の清流など豊かな自然環境に恵まれており、私たちにとってかけがえのない財産となっています。このような自然と共存した持続可能な社会を将来を担う子供たちに引き継いでいくことは、私たちの重要な使命であります。本組合におきましても、循環型社会形成の一翼を担う役割を十分に認識しながら、昨今のごみ処理技術の進展を踏まえ、適正な事業展開を図ってまいります。

さて、平成27年度の予算編成に当たりましては、本組合の歳入の根幹をなす構成市町村の負担金について、市町村が厳しい財政状況にありますことから、限られた財源の効果的な配分と経常経費の節減に努める一方、施設建設にかかわる所要の事業費を措置した結果、1億2219万5000円の予算規模といたしました。

事業の執行に当たりましては、国の循環型社会形成推進交付金の活用により財源確保を図るとともに、歳出全般の抑制に努めながら、引き続き「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を二大施策と

して、ごみ処理広域化の早期実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

初めに「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」の取り組みについてご説明いたします。

ごみ中間処理施設につきましては、学識経験者や行政機関の職員、地元住民の代表などから成る厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会を昨年2月26日に発足し、施設の整備方針についての検討を進めているところでありますが、現在までの検討状況及び環境負荷の低減、並びに資源循環性、経済性等を踏まえ、焼却灰を溶融処理するための施設の設置を見合わせ、民間事業者の活用により焼却灰自体を資源化する方針といたしました。このことに伴い、溶融施設で生成されるスラグ等の埋め立てを計画していた最終処分場につきましては、その整備時期等を慎重に検討していくことといたしました。これらを踏まえ、今後、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改定作業を進めてまいります。

次に「情報提供推進による事業の透明性の確保」の取り組みについてご説明申し上げます。

今後、情報公開の重要性が増してまいりますことから、ホームページや市町村広報紙を活用し、住民の皆様には組合事業に対する理解と認識を深めていただけるよう、情報提供の推進と事業の透明性の確保に努めてまいります。

以上、平成27年度の組合運営に当たり、私の所信及び主要な施策を述べてまいりましたが、組合の設立から10数年が経過し、一般廃棄物の処理を取り巻く状況も大きく変わってきております。限りある環境資源や市町村の財政状況を十分に認識しながら、環境性や経済性に配慮した適正な事業執行ができるよう、厚木市、愛川町及び清川村の3市町村の英知を結集し、全力で取り組んでまいりますので、住民の皆様並びに議員の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。平成27年度の施政方針といたします。

○田上祥子議長 以上で管理者施政方針の説明を終わります。

○田上祥子議長 日程4「一般質問」を行います。

通告に従い、質問を許します。小林敬子議員。

○10番 小林敬子議員 今回、私は、ごみ中間処理施設の整備について一般質問を行います。

厚木愛甲環境施設組合管理者の平成27年度施政方針では、灰溶融施設は設置せず、民間事業者の活用による焼却灰資源化方針を打ち出しました。これについて、まず1つ目は、今回の結論に至った検討経過について伺います。2つ目は、焼却灰の資源化に対して安全性等はどうか伺います。

○小林常良管理者 ただいま小林敬子議員から、ごみ中間処理施設の整備について、灰溶融施設は設置せず、民間事業者の活用による焼却灰資源化方針について、今回の結論に至った検討経過は、焼却灰資源化の安全性等はどうかとお尋ねでございますが、現在計画しているごみ中間処理施設は、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、溶融施設を設置し、焼却灰は溶融することとなっております。しかしながら、組合設立から10年余りの間に、民間のごみ処理技術が飛躍的に進歩し、焼却灰は溶融せず、民間委託により、安全性を確保しつつ資源化を図るシステムが確立されました。

このような廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や、ごみ中間処理施設整備検討委員会からの、焼却残渣は極力、全量資源化することが望ましいとのご意見を踏まえ、環境面、経済面などさまざまな検討をした結果、今回の見直しに至ったものでございます。

○10番 小林敬子議員 方針はわかりました。私は、この灰溶融炉の設置をしないという方針に転換したことは当然のことであるというふうに思っております。しかし、わからないことがありますのでお聞きいたします。

当組合では、平成19年にごみ焼却施設の処

理方式について、学識経験者及び構成市町村職員による広域ごみ処理施設採用技術検討委員会で3つの高温熔融施設方式の中から選択することとしましたが、既に当組合がスタートした平成16年には環境省は灰熔融炉押しつけの方針を撤回しております。実はその2年前から、全国各地の清掃センターなどの灰熔融炉で爆発事故等が起き、平成16年に環境省は全都道府県に事務連絡で、事故は人為的操作ミスとされているけれども、ガス化熔融炉は通常の焼却炉とは違うので、自治体はその危険性を認識の上、対応するようにと改めて注意を喚起しております。

ですから、平成20年につくった当組合の広域化実施計画について、これまでの国の動きや全国各地の事故を知っているならば、灰熔融炉やガス化熔融炉などを掲げることはできなかったのではないかと、私も今回議員になって初めてなものですから、そういう経過を勉強いたしまして思ったものですから、それについてお答えいただきたいと思います。

○三橋俊夫事務局長 ただいま小林議員からご質問いただきました件についてご説明いたします。

平成16年に交付金の要件から熔融施設を外しているというようなお話をいただきましたが、当組合といたしましては、国の廃棄物処理施設にかかわる交付金の情報は把握しておりましたが、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の根幹は廃棄物の区内処理の原則にあることから、これまでその計画どおり進めてまいりました。

しかし、ごみ中間処理施設につきましては、学識経験者や構成市町村職員等から成るごみ中間処理施設整備検討委員会で焼却方式や配置計画などについて検討しているところですが、昨年4月23日に開催されました第2回検討委員会におきまして、焼却方式はこれまで組合が検討してきた熔融3方式に焼却のみの方式を加え、中間処理後に出る焼却灰などの残渣は極力、全量資源化することが望ましいとのご意見をいただきました。

これを受けまして周辺自治体のごみ処理方

式を調査いたしますと、民間のごみ処理技術革新によりまして、焼却灰は熔融しなくても民間事業者が引き取って資源化できる時代となり、焼却灰を熔融せずに資源化することが一般的になっていることがわかりました。また、熔融炉を既に設置していた自治体の中には、燃料費や維持管理費など運営コストの問題から、熔融炉の稼働を中止いたしまして、民間委託に切りかえるところが出てきております。

平成16年ごろに交付金の要件から熔融施設を外しているということは理解しておりましたが、ただいま申し上げましたとおり、区内処理の原則ということの基本といたしまして、当時ごみ処理計画を進めてまいりました。その後、ただいま申し上げたように、民間の状況、それから近隣自治体等の状況が変わってきましたので、今回改めてその見直しをお願いするところでございます。

○10番 小林敬子議員 私が問題にしましたのは確かにもう過ぎていることかもしれませんが、平成20年3月に出された厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画には3つの方式がありましたよね。でも実は、この平成20年に3つの方式が提案されたということは、本当ならばもうその前に、これが危険だよということがもう既にわかっていたはずだったのではないかなというのがどうしても私は納得いかないんですよ。そういうことで、そのところをもうちょっと詳しく聞きたいんですよ。いかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 ただいま私から説明させていただきましたが、若干不足の点がありまして、申しわけございませんでした。

確かに議員がおっしゃったように、中間処理施設につきましては、爆発事故等いろいろ起こってございましたことは認識しております。それは主に熔融炉が燃えている状況ではなく、修理の際というようなことも聞いております。そして、先ほど申し上げましたように、熔融炉につきましては、当時の技術で申しますと1300度以上で溶かす必要がございます。ダイオキシン類を絶やすためにはそう

いったこともございました。そういったことを踏まえまして、当時思い切ったところに踏み込めなかったところが事実でございます。

○10番 小林敬子議員 その判断というのは非常に難しかったのかなとは思いましたが、私は、平成20年にこの3つの方式を出されていましたが、本当ならこれも検討すべき課題だったのではないかなと、今回はどうしても思ったものですからお話を伺いましたが、決断するまでには至らなかったということでもあります。

次に、ダイオキシン類の対策についてお聞きしたいというふうに思います。ダイオキシン類は800度以上の高温で燃やせば発生しないとされておりますが、投入したごみの質によって800度よりも低くなることもあるという報告もあります。そういうことは心配ないでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 これにつきましては管理者答弁の中でもお答えしましたが、民間技術の革新によりましてごみ焼却炉の性能が上がり、ダイオキシン類が発生しないとされる800度以上の熱で連続燃焼できるようになったことから、焼却灰の中にダイオキシン類はほとんど発生しませんので、資源化を図っても安全であると考えております。

また、排ガスにつきましても、国の規制値より厳しい自主規制値を設定し、常時監視してまいりますのでございます。

○10番 小林敬子議員 技術の進歩ということで、下がることはないということなんでしょうけれども、私自身もそういうことは詳しくはわかりませんが、大丈夫だということですね。

また、もう1つちょっとお聞きしたいんですけれども、ハロゲン系の塩素や臭素等をそういうふうに分解するけれども、それが消えてなくなるわけではないということで、何らかの原因でダクトの出口で再びダイオキシン類が生成されるおそれがあるというふうな話も聞いておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 ただいまのご質問でござ

いますが、鉛とか亜鉛などの重金属の関係も含めてご説明したいと思っております。鉛、亜鉛などの重金属につきましては、主に通常、主灰と呼ばれる焼却灰ではなく、飛灰と呼ばれる焼却炉内を漂う灰の中にございます。飛灰につきましては、バグフィルターと呼ばれる集じん機で回収いたしまして、飛灰にまじった重金属は、資源化処理の工程の中で回収されリサイクルされますので、安全性については問題ないと考えております。

ただいま申されましたダイオキシン類の関係でございますが、排ガスにつきましては、自主規制値がクリアできているか日常的に監視する方策、また、これとは別に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、排ガス、焼却灰の検査や、降下ばいじんの経年変化を調べるための周辺土壌検査も行う予定でございますので、その辺についての規制値等も十分クリアできるものと考えております。

○10番 小林敬子議員 いろいろお話をしてくださしまして、ダイオキシン類が心配ないということであったというふうに思います。今、亜鉛とかの話もございましたが、そういう重金属の有害物質について、私もやはり非常に心配しておりましたが、それについてもちゃんと回収できるということで、心配ないという話でありました。

次に、ダイオキシン類が空気中に放出して完全になくなるのだろうかということでは、それでも心配です。空気中に放出しているかどうか、その測定についてですが、どのような測定をする予定なんでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 先ほどのお答えと重複いたしますが、排ガスについては自主規制値がございます。これをクリアできているかを日常的に監視することが第一だと考えております。

また、先ほど申しましたように、土壌等の経年変化を調べる検査も必要だと考えております。

参考までに、新しいごみ中間処理施設は今後稼働いたしますが、厚木市現環境センターのダイオキシン類の検査につきましては、年

2回排ガスの検査、年2回焼却灰の検査、あと今申されました降下ばいじんについては、年1回のダイオキシン類の検査を厚木市環境センターのほうで実施していると伺っております。

○10番 小林敬子議員 年2回排ガスと焼却灰の検査、あと降下ばいじんの検査は年1回ということですが、それはちょっと私は、年1回でいいんだろうか、年2回でいいんだろうかというふうな心配はあります。季節によってそれは変わってくるのではないかなという思いもしております。そういう検査というのは四季ごとにあってもいいんじゃないかなというふうな思いをしておりますので、ぜひそれについてはもうちょっと取り組んでもらえないかと思うんですが、いかがですか。

○三橋俊夫事務局長 ただいま申し上げたのは年2回の排ガス等の検査でございますが、新しい工場につきましては、当然、先ほどから申し上げている民間技術のほうも相当進んでくると思います。既に日常的に監視できるシステムも他の施設では備えております。常に住民の皆様が安心して生活できるような形で、排ガスについての検査を日常的に監視できるように、新しい施設のほうも建設してまいります。

○10番 小林敬子議員 そうですね、日常的に監視していくということは、それでいつでも見られるということは、とても大事なことでないかなというふうに思いますので、ぜひそのようにお願いしたいなというふうに思います。

次なんですけど、余熱利用では、ごみ焼却施設を高効率ごみ発電施設と位置づけ、整備を行い、積極的に余熱を回収して発電を行う、その運営管理計画はDBO方式で行うということですが、以前私たち議員も視察を行ったふじみ衛生組合と同じように、ごみ発電で利益を上げ運営費を賄おうとすると、焼却ごみの減少は施設運営に致命的な打撃となります。まして高効率発電の場合は、事前に立てた発電計画数値を維持しなければなら

ず、発電遂行の責任があります。さらにこの施設はDBO方式なので、計画どおり発電できなければ民間会社の運営が赤字となるかもしれません。そうすると、各自治体が今でもごみの減量化、再資源化を図るために努力をしていますが、それをやらなくてもいいということにはなりませんでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 ただいまお話しございましたとおり、ここ10年間で構成市町村のごみの量は、リサイクル等住民の方々のご協力によりまして、35%ほど減っております。今ご質問の中にごございました燃料となるごみが不足するような事態にはならないか、発電施設に影響が出ないかということでございますが、ごみ中間処理施設の焼却炉の処理能力につきましては、構成市町村の将来人口、ごみ排出原単位、ごみ質などをもとに、ごみ中間処理施設整備検討委員会の中で検討されておりまして、将来発電ができないほどごみ量が減ることはないという形で捉えております。

○10番 小林敬子議員 そういう心配はないということなんですが、私たちもこれからごみの減量化をどんどんやっていくということにはなりますが、減量してもゼロになるということはありませんのでそれはわかりませうけれども、そういう心配がないようにということで、ぜひ計画的なやり方をお願いしたいなというふうに思います。

次に、焼却灰の資源化技術の確立ができて、熔融スラグの商品化、エコセメントなどにされるということですが、これは民間事業者に取り取ってもらうということになればお金がかかるということで、トン当たりどの程度の値段なんでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 ご質問にお答えします。現在、焼却灰につきましては、県外の民間処分場へ埋め立てております。この単価はトン当たり3万2000円程度でございます。また、民間委託によりまして焼却灰の資源化を図っている周辺の自治体を調査いたしましたところ、資源化方法や委託先の距離にもよりますが、その単価はおおむね3万5000円から5万円程度と聞いております。

○10番 小林敬子議員 3万5000円から5万円程度で引き取ってもらうということになりますね。そういうことだろうということで、わかりました。そういうことでは焼却灰が少なければ少ないほど、その処理費用が少なくなるということで、燃やすごみの量を減らしていくことは非常に大事になってくるというふうに思います。そういうことで、平成32年の稼働までにはまだ5年間ありますので、その間にそれぞれの構成自治体でごみの減量化、再資源化を行い、計画の規模を一回り小さくできるような努力をしていくということ、またやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上で終わりにいたします。

○田上祥子議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○田上祥子議長 日程5「議案第1号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7664万6000円を減額し、補正後の総額を8860万2000円とするものでございます。

初めに、歳入歳出予算の内容でございますが、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金を減額し、県支出金、繰越金を増額するものです。

次に、歳出の主な内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、派遣職員給与費が当初見積額を下回ることが見込まれるため、減額するものです。

次に、衛生費につきましては、ごみ中間処理施設建設予定地における地質調査委託並びに最終処分場の事業用地購入費などが未執行となりますことから減額するものです。

また、平成26年度、平成27年度の継続事業としております最終処分場建設事業を廃止するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田上祥子議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程5「議案第1号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○田上祥子議長 日程6「議案第2号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」及び日程7「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号及び議案第3号の2件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第2号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の文言整理等所要の措置を講ずるため、厚木愛甲環境施設組合情報公開条例及び厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号 厚木愛甲環境施設組合

行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、行政指導の中止等の求めに関する手続を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上2議案につきまして、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田上祥子議長 一括質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第2号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程7「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○田上祥子議長 日程8「議案第4号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第4号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成27年度予算につきましては、厚木愛甲

ごみ処理広域化実施計画の見直しの方針に基づき、広域廃棄物処理施設整備調査事業費を措置したほか、人件費及び組織運営費等の必要見込額を措置し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2219万5000円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の内容でございますが、分担金及び負担金につきましては、構成市町村から負担金を受け入れるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を受け入れるものでございます。

次に、繰越金につきましては、平成26年度の残額を繰り越すものでございます。

次に、諸収入を計上するものでございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

議会費につきましては、議員報酬や会議録作成業務委託料などを計上するものでございます。

次に、総務費につきましては、職員人件費、一般事務費のほか、監査委員の報酬などを計上するものでございます。

次に、衛生費につきましては、循環型社会形成推進地域計画等作成業務委託料のほか、ごみ中間処理施設建設予定地における地形測量委託料など、施設整備に必要な事業費を計上するものでございます。

次に、予備費につきまして計上するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田上祥子議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を

終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第4号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○田上祥子議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 田 上 祥 子

議 員 井 上 敏 夫

同 古 川 環